

福井市テニス協会会則

昭和 35 年 4 月 1 日制定

昭和 49 年 4 月 1 日改正

昭和 58 年 4 月 1 日改正

平成元年 1 月 29 日改正

平成 29 年 3 月 20 日改正

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は福井市テニス協会という。

第 2 条 本会は事務局を福井市に置く。

第 2 章 目的および事業

第 3 条 本会はテニス競技の健全な普及、発展を期し、体力の向上、品位の陶冶、運動精神の修養・発揮に資することを目的とする。

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)福井県テニス協会に加盟する。
- (2)毎年 1 回、福井市テニス選手権を開催する。
- (3)毎年 1 回、福井市テニスランキングを発表する。
- (4)その他、本会の目的達成に必要な事業をする。

第 3 章 加盟団体

第 5 条 本会の加盟団体は、福井市を中心に活動するテニス競技団体で、協会に加盟した団体とする。

第 6 条 本会に加盟しようとするときは、加盟申請書を提出し、総会の承認を得なければ加盟することができない。

- 2 加盟する場合、入会金を納入しなければならない。再加盟の場合も同様とする。
- 3 加盟団体が脱会届を提出したとき、または、本会の加盟団体として不適当と認められるに至ったときは総会の承認を得てこれを脱会させることができる。

第 4 章 役 員

第 7 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名	・	副 会 長	若干名
理 事 長	1 名	・	理 事	30 名程度
監 事	2 名			

- 2 前項のほかに名誉会長、顧問および参与をおくことができる。

第 8 条 本会の役員を選任は次のとおりとする。

- (1)会長、副会長は総会で推挙する。
- (2)理事長は理事の互選により選出する。

(3)理事は会長推薦・理事会推薦・群選出の者で総会の承認を得た者。

(理事会推薦理事については前理事会が推薦する)

(4)監事は総会で選出する。

(5)名誉会長、顧問および参与は総会の承認を得て、これを会長が委嘱する。

第9条 本会の役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は任期満了後でも、後任者が就任するまでの間その職務を行う。

3 補充役員または増員による役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

第10条 本会の役員職務は次のとおりとする。

(1)会長は本会を代表し、会務を統括する。

(2)副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

(3)理事長は理事会の決議に基づき会務を管理する。

(4)理事長は理事会の承認を得て、理事中より副理事長を選任し、理事長の職務を代行させることができる。

(5)理事は理事会を構成し、総会の議決に基づき企画立案実施の任にあたる。

(6)監事は本会の会計を監査する。

(7)名誉会長、顧問および参与は重要事項について会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

第5章 会 議

第11条 理事会は必要に応じて会長が招集する。理事の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは遅滞なく召集しなければならない。

2 理事会は理事の半数以上出席しなければ開会することができない。

3 議事は出席理事の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

第12条 総会は加盟団体の代表者で構成し、本会の業務に関する重要事項で会長の付議した事項を議決する。

2 総会は会長が招集して毎年3月に開催する。ただし、会長が必要と認めたときは随時開催することができる。

3 総会は監事2名もしくは加盟団体の代表者の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、会長は2週間以内に召集しなければならない。

4 総会は加盟団体の代表者の半数以上出席しなければ開会することができない。

5 総会に出席することができない加盟団体の代表者は委任状により代理人を出席させることができる。

6 総会の議長は会長があたる。

7 議事は出席代表者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

第 6 章 会 計

第 13 条 本会の経費は次の収入をもってこれにあてる。

- (1)会費
- (2)福井市および福井市体育協会補助金
- (3)競技会収入
- (4)その他の収入

第 14 条 本会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎年会計年度前に会長が編成し、総会の承認を得なければならない。

第 15 条 本会の収支決算は毎会計年度終了後速やかに会長が作成し、事業報告書を付けて総会の承認を得なければならない。

第 16 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 17 条 加盟団体は総会で定める会費を毎年 4 月末日までに納めなければならない。

第 7 章 補 則

第 18 条 本会則は総会の承認を得なければ改正することができない。

第 19 条 本会則の施行について必要な事項は総会の議決を経て会長が定める。

附 則

本会則は平成 3 年 2 月 3 日から施行する。

福井市テニス協会会則細則

平成 4 年 2 月 2 日制定

平成 9 年 2 月 19 日改正

平成 13 年 2 月 17 日改正

平成 19 年 3 月改正

平成 24 年 2 月 26 日改正

1 協会加盟について(第 6 条第 1 項)

加盟申請が提出され、入会金ならびに当該年度の会費が納入されたならば准加盟団体として加盟団体に準じた活動を認める。

その後、最初に開かれる総会において報告、承認されて正式加盟団体となる。

2 入会金(第 6 条第 2 項) 5,000 円

3 脱会について(第 6 条第 3 項)

第 17 条に定める会費が 4 月末日までに納入されないときは、総会の承認を得ることなく脱会したものとし、以後、協会関係連絡は一切せず、大会の出場も認めない。

4 理事、監事選出について(第 8 条第 3 号・第 4 号) ※H29 年度は協議中

(1)加盟団体を 8 群に分け、各群から 1 名(ただし 8 群は女子連および准加盟団体の群とし 2 名選出する。)

9 名

※群分けは、前々年度を参考に総会のとき発表する。

(2)現任の理事会が推薦する。

15 名程度

(3)会長が推薦する。

6 名

(4)監事はローテーションにより

29～30 年度 1・5 群より選出者

5 定期総会開催時期について(第 12 条第 2 項)

市長杯室内テニス選手権大会終了から 3 月までに開催する。

6 会計年度(第 16 条)

定期総会前から次年度定期総会前までとする。

7 会費(第 17 条) 年 7,000 円

ジュニア団体を含む、すべての登録団体より会費を徴収する。

8 基金の運用について

(1)事務局の確立

(2)各委員会でのパソコン等高価な必要備品の購入

(3)記念事業の開催費用

(4)収入減に伴う財政調整基金

9 ジュニアへの激励費について

(1)次のすべてに該当する小中学生に贈呈する。

①福井市在住者(住民登録を基準とする。)で、福井市内の学校に在籍する者。

②県大会、地域大会で選抜され、北信越大会、全国大会に出場する者。

③福井市テニス協会加盟団体の会員または会員の子供

(2)激励費は、北信越大会 シングルス 2,500 円・ダブルス 1,250 円

全国大会 シングルス、ダブルス 一大会 10,000 円

10 都市対抗参加補助基準について

・北信越予選 参加料補助 30,500 円

激励金(国体候補選手以外) 石川・富山で開催の場合 1人 3,000 円

新潟・長野で開催の場合 1人 8,000 円

福井県開催の場合は参加料のみ

・全国大会 参加料補助 30,500 円

激励金(国体候補選手以外) 1人 8,000 円

11 加盟団体費の納入先(年会費・入会金など)

・加盟、継続を希望する団体は決められた期日までに会費を下記協会口座へ振り込むこととする。

福井銀行 新田塚出張所(134)普通 1076345
福井市テニス協会 会長 松宮 実(マツミヤミノル)